

三重県花粉の少ない森林への転換促進事業実施及び補助金交付要領

農林水第30-7号

令和8年4月7日

三重県における花粉の少ない森林への転換促進事業の実施に当たっては、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号、以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号、以下「国実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号、以下「県規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号、以下「県交付要綱」という。）に定めるほか、この要領（以下「県実施要領」という。）に定めるところによる。

第1 事業実施主体

国交付要綱別表に定める事業実施主体「林業経営体等都道府県知事が認めるもの」とは、事業参加者、林業経営体等、森林所有者とする。

- (1) 事業参加者とは、林業経営体等の取りまとめを行う者をいう。
- (2) 林業経営体等とは、森林所有者に対し花粉の少ない森林への転換の働きかけを行う者をいう。
- (3) 森林所有者とは、林業経営体等から花粉の少ない森林への転換の働きかけを受け、伐採・植替えを行う者をいう。

第2 様式

国実施要領の様式は使用せず、県実施要領の様式を使用するものとする。

第3 募集等について

- (1) 知事は、事業を実施しようとするときは、国実施要領第2の1(1)に基づき事業参加者の募集を行うものとする。
なお、事業参加者の募集は県のホームページ等により広く周知するものとする。
- (2) 事業参加者になろうとする者は、知事が別に定める期日までに、応募申請書（様式2）に国実施要領第5の2(2)に定める「環境負荷低減のチェックシート」（様式1）を付して農林水産部長（以下「部長」という。）あてに提出するものとする。
- (3) 部長は、前項の応募申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し適正と認める場合は、承認について通知（様式3）するものとする。
- (4) 事業参加者は、前項の承認を受けた後、速やかに国実施要領第2の1(1)に基づき、林業経営体等の募集及び承認を行うものとする。
- (5) 林業経営体等は、森林所有者への働きかけ及び森林所有者が行う伐採・植替えに係る計画について、応募申請書（様式4）に対象森林の概要（様式5）及び国実施要領第5の2(2)に定める「環境負荷低減のチェックシート」（様式1）を付して事業参加者あてに提出するものとする。
- (6) 事業参加者は、前項の応募申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し適正

と認める場合は、承認について通知（様式6）するものとする。

第4 事業の着手について

各事業実施主体は、第3に基づき承認を受けた日以降に事業に着手するものとする。

第5 事業の変更について

- (1) 林業経営体等は、国実施要領第5の3（3）及び（4）に定める変更等承認申請を行うときは変更等承認申請書（様式7）を事業参加者あてに提出するものとする。
- (2) 事業参加者は、林業経営体等から変更等承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適正と認める場合は、承認について通知（様式9）するものとする。
- (3) 林業経営体等は、国実施要領第5の3に定められている事項に加え、植替活動金及び植替促進費の補助金額について合計が30%を超えて減額する場合についても、前項（1）及び（2）に準じて事業参加者の承認を受けるものとする。
- (4) 事業参加者は、国実施要領第5の2（3）及び（4）に定める変更等承認申請を行うときは変更等承認申請書（様式8）を部長あてに提出するものとする。
- (5) 部長は、事業参加者から変更等承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適正と認める場合は、承認について通知（様式9）するものとする。
- (6) 事業参加者は、国実施要領第5の2に定められている事項に加え、各事業種目（様式2の経費の見込み等の事業種目）それぞれの経費について30%を超えて減額する場合についても、前項（1）及び（2）に準じて部長の承認を受けるものとする。

第6 事業状況報告について

- (1) 林業経営体等は、国実施要領第6に定める事業遂行状況報告について、様式10により10月10日までに事業参加者へ提出するものとする。
- (2) 事業参加者は、国実施要領第6に定める事業遂行状況報告について、様式10により10月15日までに部長へ提出するものとする。

第7 林業経営体等又は森林所有者の交付申請及び実績報告について

- (1) 植替活動金に係る事業を完了した林業経営体等、又は植替促進費に係る事業を完了した森林所有者は、国実施要領第7の3に基づき、事業完了後10日以内又は1月15日のいずれか早い日までに、交付申請書・実績報告書（様式11）に添付資料（様式1、様式5、様式12、その他必要書類）を付して事業参加者へ提出するものとする。

なお、森林所有者は、交付申請・実績報告及び補助金の受領について、花粉の少ない森林への転換の働きかけを受けた林業経営体等に委任することができる。この場合、森林所有者は、林業経営体等に委任状（様式13）を提出するものとし、委任を受けた林業経営体等は、交付申請書・実績報告書に委任状を添付して事業参加者へ提出するものとする。

- (2) 事業参加者は、林業経営体等又は森林所有者から前項の交付申請書・実績報告書を受領したときは、別紙「三重県花粉の少ない森林への転換促進事業調査要領（以下、「県調査要領」という。）」に基づき調査を行い、適正と認めたときは、交付決定及び額の確定を行い申請者へ通知（様式14）するものとする。
- (3) 事業参加者から額の確定通知を受けた林業経営体等又は森林所有者は、事業参加者が定める期日までに事業参加者に補助金の請求（様式15）を行うものとする。
- (4) 代理申請を行った林業経営体等は、補助金の交付を受けた後、速やかに森林所有

者に支払通知書（様式16）を送付するとともに補助金を交付し、交付完了後、速やかに交付完了報告書（様式17）を事業参加者に提出するものとする。

第8 事業参加者の事務経費以外の交付申請及び実績報告について

- (1) 事業参加者は、当該年度に承認した全ての林業経営体等及び森林所有者へ交付決定及び額の確定を行ったときは、国実施要領第7の2に基づき、交付決定及び額の確定を通知した最も遅い日から10日以内又は2月15日のいずれか早い日まで、花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る交付申請書・実績報告書（様式18）に、添付資料（様式1、様式5、様式12、様式13（代理申請がある場合）、様式14、県調査要領第2号様式、その他必要書類）を付して部長へ提出するものとする。
- (2) 部長は、事業参加者から前項の交付申請書・実績報告書を受領したときは、速やかに県調査要領に基づき調査を行い、適正と認めるときは、交付決定及び額の確定を行い事業参加者へ通知（様式20）するものとする。
- (3) 部長から額の確定通知を受けた事業参加者は、速やかに部長に補助金の請求（様式15）を行い、当該交付決定及び額の確定のとおり林業経営体等及び森林所有者へ補助金の交付を行うものとする。

第9 事業参加者の事務経費の交付申請及び実績報告について

- (1) 事業参加者は、第8の(3)による補助金の交付が完了したときは、国実施要領第7の2に基づき、林業経営体等及び森林所有者へ補助金を交付した日（代理申請の場合は代理申請に係る交付完了報告書を受けた日）のうち最も遅い日から10日以内又は3月15日のいずれか早い日までに、林業経営体等の取りまとめに係る事務経費に係る交付申請書・実績報告書（様式19）に添付資料（様式17（代理申請がある場合）、その他必要書類）を付して部長へ提出するものとする。
- (2) 部長は、事業参加者から前項の交付申請書・実績報告書を受領したときは、速やかに県調査要領に基づき調査を行い、適正と認めるときは、交付決定及び額の確定を行い事業参加者へ通知（様式20）するものとする。
- (3) 部長から額の確定通知を受けた事業参加者は、速やかに部長に補助金の請求（様式15）を行うものとする。

第10 事業実績の共有について

部長は、事業実施年度の翌年度の4月15日までに、事業実績を各農林（水産）事務所長に共有するものとする。

第11 その他

- (1) 林業・木材産業循環成長対策交付金の森林整備地域活動支援対策の森林経営計画作成促進メニューの交付を受けて作成した森林経営計画の間伐の計画地において、当事業を実施してはならない。
- (2) 植替促進費の交付申請・実績報告にかかる伐採面積は、必ず周囲測量を行ったうえで算出することとする。
また、対象森林がスギとその他の樹種との混交林である場合は、周囲測量により算出した面積に森林簿の面積歩合等に乗じて算出することができるものとする。
- (3) 植替活動金の交付を受けて森林経営計画を作成又は変更をした森林は、必ず当該森林経営計画の期間内に伐採・植替えを行うものとし、植替えを行う苗木は下記の

ものとする。

- ①スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付13林整保第31号）に記載された花粉の少ない品種（スギ・ヒノキ）
 - ②広葉樹苗木（花粉発生源となるカバノキ属及びハンノキ属を除く）
 - ③スギ及びヒノキを除くカラマツ、アカマツ、トドマツ等の針葉樹苗木
- なお、天然更新は認めないものとする。
- （4）植替促進費の交付を受けた森林においては、森林法第15条の規定に基づく「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書」や植替え後の写真等、植替えを行ったことが証明できる書類について、補助事業に係る他の書類と同様に保管するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和7年度（補正）事業から適用する。

環境負荷低減のチェックシート（花粉の少ない森林への転換促進）		
事業実施主体名		
提出時期	申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>
記入年月日	令和 年	月 日

	チェック	(1) 適正な防除
①	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の適正な使用・保管
②	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(2) エネルギーの節約
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(3) 環境関係法令の遵守等
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
②	<input type="checkbox"/>	法令関係の遵守
③	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑤	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(1) 又は (3) の④の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックし、当該項目のチェック欄へのチェックは不要です。

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る応募申請書

三重県知事 殿

(事業参加者)

住所

名称及び代表者氏名

この度、私は、令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業の事業参加者として応募します。
つきましては、関係書類を添えて申請します。

記

1 経費の見込み等

事業種目	事業内容	金額	備考
ア 花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務	林業経営体等の募集 植替活動金及び植替促進費の 交付に係る事務	〇〇円	技術者給 〇〇円 謝金 〇〇円 旅費 〇〇円
イ 花粉の少ない森林への転換活動に対する支援	植替活動金の交付 植替促進費の交付	〇〇円	植替活動金 〇〇円 〇ha×12万円 植替促進費 〇〇円 〇ha×35万円 〇ha×25万円

注1：備考欄には、積算内訳を記載すること。なお、積算内訳の作成に当たっては、補助対象経費に留意すること。

2：事務経費は、提出した金額を超えて精算することはできない。

3：人件費等の算定については「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号）を参照すること。

4：事務経費については、内訳の詳細が分かる資料等を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

(事業参加者)

名称及び代表者氏名 殿

三重県知事 ○○○○

令和○年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る応募申請の承認について

○○年○月○日付け○○で応募申請のあった当該事業について、以下のとおり承認の条件を付し、申請のとおり承認します。

承認の条件

- (1) 事業参加者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付け法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付け政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号。以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号。以下「国実施要領」という。）、三重県花粉の少ない森林への転換促進事業実施及び補助金交付要領（令和8年4月7日付け農林水第30-7号。以下「県実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）並びに農林水産部関係補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に従わなければならない。
- (2) 事業参加者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、公共工事等の品質の確保に努めなければならない。
- (3) 事業参加者は、応募申請書の内容について変更（中止又は廃止）を行う場合で、県実施要領第5に基づき知事の承認が必要な場合は、速やかに変更等承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 事業参加者は、林業経営体等に付した承認の条件において事業参加者の承認を受けなければならないとされた事項について、林業経営体等から承認申請があり、これを承認しようとする場合、事業参加者は必要な場合はあらかじめ知事の承認を得なければならない。
また、協議し、その指示を受けなければならないとされた事項についても、あらかじめ知事に協議し、その指示を受けてから、林業経営体等に指示しなければならない。

- (5) 事業参加者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- (6) 事業参加者は、承認を受けた年度の9月30日現在において、様式10により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。
- (7) 事業参加者は、事業の円滑な執行を図るため、知事から遂行状況等について報告を求められたときには、これに応じなければならない。
- (8) 事業参加者は、事業が完了した時は、県実施要領に基づき遅延なく交付申請書・実績報告書等必要書類を知事に提出しなければならない。
- (9) 事業参加者は、実績報告（三重県補助金等交付規則第12条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (10) 事業参加者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、用途を明らかにしておかなければならない。
- (11) 事業参加者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。
ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (12) 前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙の契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (13) 事業参加者は、暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (14) 事業参加者は、暴力団排除要綱第8条1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (15) 事業参加者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(様式 3 の別紙)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(事業参加者)

名称及び代表者氏名 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注)

- 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る応募申請書

事業参加者 殿

(林業経営体等)

住所

名称及び代表者氏名

この度、私は、令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に応募します。
つきましては、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の見込み等

対象森林の概要（様式 5）

2 添付書類

- ・ 事業予定地の図面
- ・ 環境負荷低減のチェックシート（様式 1）
- ・ 植替活動金の事業実施年度と異なる年度に植替促進費の事業にかかる応募を申請する場合は、当該森林の植替活動金の交付申請書・実績報告書及び交付決定及び額の確定通知の写し

様式5：対象森林の概要

No.	森林経営計画 作成者名	対象森林の 住所	対象森林の 林班・準林班 ・小班	森林所有 者名	植替活動金	植替促進費		事業完了 (予定) 年月日
					事業対象面積 (ha)	① 伐採作業をチェー ンソーで行う面積 (ha)	② ①以外の場合で、伐 採地の中心から集積 地までの距離が、 2,000m以上の場合の 伐採面積 (ha)	
1								
2								
3								
合 計								

※様式7（変更等承認申請書）の付として使用する場合は変更前と変更後の内容が容易に比較できるよう二段書き（上段変更前括弧書き、下段変更後）とすること。

※様式18（事業参加者の交付申請書・実績報告書）の付として使用する場合は、林業経営体等又は森林所有者からの交付申請書・実績報告書ごとに1行ずつ記載し、事業完了年月日には交付決定及び額の確定通知の日付を記載すること。また、合計の金額及び面積は様式18の「金額」及び「備考」の記載内容と一致させること。

番 号
令和 年 月 日

(林業経営体等)

名称及び代表者氏名 殿

(事業参加者)

名称及び代表者氏名

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る応募申請の承認について

〇〇年〇月〇日付け〇〇で応募申請のあった当該事業について、以下のとおり承認の条件を付し、申請のとおり承認します。

承認の条件

- (1) 林業経営体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付け法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付け政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号。以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号。以下「国実施要領」という。）、三重県花粉の少ない森林への転換促進事業実施及び補助金交付要領（令和8年4月7日付け農林水第30-7号。以下「県実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）並びに農林水産部関係補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に従わなければならない。
- (2) 林業経営体等は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、公共工事等の品質の確保に努めなければならない。
- (3) 林業経営体等は、応募申請書の内容について変更（中止又は廃止）を行う場合で、県実施要領第5に基づき事業参加者の承認が必要な場合は、速やかに変更等承認申請書を事業参加者に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 林業経営体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業参加者にそ

の旨を報告し、指示を受けなければならない。

- (5) 林業経営体等は、承認を受けた年度の9月30日現在において、様式10により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月10日までに事業参加者に提出しなければならない。
- (6) 林業経営体等は、事業の円滑な執行を図るため、事業参加者から遂行状況等について報告を求められたときには、これに応じなければならない。
- (7) 林業経営体等は、事業が完了した時は、県実施要領に基づき遅延なく交付申請書・実績報告書等必要書類を事業参加者に提出しなければならない。
- (8) 林業経営体等及び森林所有者は、暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (9) 林業経営体等及び森林所有者は、暴力団排除要綱第8条1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (10) 林業経営体等及び森林所有者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る変更等承認申請書

事業参加者 殿

(林業経営体等)

住所

名称及び代表者氏名

令和〇年〇月〇日付をもって当該事業への応募に係る承認通知があったこの事業について、下記のとおり変更したいので、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領第5の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

「対象森林の概要（様式5）」のとおり

(注) 1 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「下記のとおり変更したいので」を「事業を中止（廃止）したいので」と置き換え、「2 変更計画の内容」の欄は削除すること。

2 添付書類については、応募申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る変更等承認申請書

三重県知事 殿

(事業参加者)

住所

名称及び代表者氏名

〇〇年〇月〇日付をもって当該事業への応募に係る承認通知があったこの事業について、下記のとおり変更したいので、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領第5の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(変更前)

事業種目	事業内容	金額	備考

(変更後)

事業種目	事業内容	金額	備考

(注) 1 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「下記のとおり変更したいので」を「事業を中止(廃止)したいので」と置き換え、「2 変更計画の内容」の欄は削除すること。

2 添付書類については、応募申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。

様式 9

(変更等の承認)

番 号
令和 年 月 日

(事業参加者又は林業経営体等)
名称及び代表者氏名 殿

三重県知事
又は
事業参加者の名称及び代表者氏名

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る変更等承認申請書
の承認について

〇〇年〇月〇日付け〇〇で変更等承認申請のあった当該事業について、申請のとおり
事業の変更（中止又は廃止）を承認します。

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る事業遂行状況報告書

三重県知事 殿

又は

事業参加者 殿

(事業参加者又は林業経営体等)

住所

名称及び代表者氏名

〇〇年〇月〇日付をもって承認通知があったこの事業について、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領第6の規定に基づき、9月30日現在の事業遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		9月30日までに 完了したもの		10月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、事業参加者にあつては様式3の1経費の見込み等の「事業種目」の欄に記載された事項について、林業経営体等にあつては「対象森林の概要(様式5)」の「植替活動金」及び「植替促進費」別に記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付申請書・実績報告書
(花粉の少ない森林への転換活動に対する支援)

事業参加者 殿

(林業経営体等又は森林所有者)

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

この度、私は、令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業を実施したことから、三重県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて実績を報告し、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、金〇〇〇〇円の交付を申請します。

なお、申請する当該事業と他事業を重複して活用することはない、又は重複して活用することについて問題がないことを確認していることを誓約します。

(1) 事業の内容及び実績

事業種目	事業内容	金額	備考
花粉の少ない森林への転換活動に対する支援	植替活動金	〇〇円	植替活動金 〇〇円 〇ha×12万円
	植替促進費		植替促進費 〇〇円 〇ha×35万円 〇ha×25万円

(2) 添付書類

①対象森林の概要 (様式5)

②植替活動金に係る資料

- ・森林経営計画書 (写し)
- ・森林経営計画認定請求書 (写し)
- ・森林経営計画認定書 (写し)
- ・委託契約書等 (写し) ※森林所有者が本事業に同意していることが分かる資料
- ・変更前の森林経営計画書 (写し) ※既存の森林経営計画を変更した場合のみ添付
- ・その他必要に応じて提出を求められる資料

③植替促進費に係る資料

- ・ 森林経営計画書（写し） ※植替活動金と同時申請の場合は省略可
- ・ 森林経営計画認定書（写し） ※植替活動金と同時申請の場合は省略可
- ・ 森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書（写し） 等
- ・ 活動記録兼作業写真整理帳（様式12）
- ・ 対象森林の測量図面及び測量野帳
- ・ 対象森林がスギとその他の樹種との混交林である場合は、周囲測量により算出した面積に森林簿の面積歩合等に乗じて算出したことが分かる資料
- ・ 国実施要領別表1の②（25万円/ha）の場合、伐採地、作業道及び集積地（土場）が掲載され、伐採地の中心から集積地までの距離（車両運搬であれば搬出路延長、架線集材であれば直線距離）が計測可能な図面
- ・ その他必要に応じて提出を求められる資料

④環境負荷低減のチェックシート（様式1）

⑤代理申請の場合は、代理申請等の委任状（様式13）

○年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る活動記録兼作業写真整理帳

1 作業場所

対象森林の住所

対象森林の林班・準林班・小班

2 作業内容

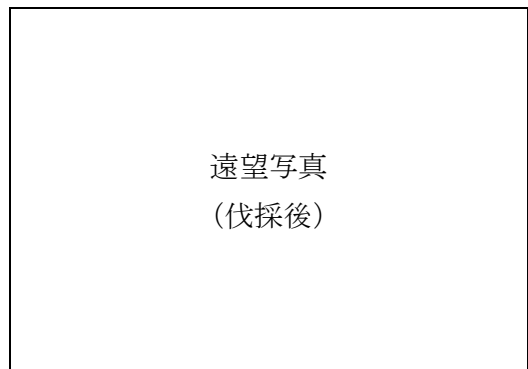
(チェーンソーにより伐採した場合は「チェーンソーによる伐採」、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合は「集積2,000m以上」を記載)

3 作業期間 自 年 月 日

至 年 月 日

(当該森林における作業期間を記載)

4 作業状況の写真



※作業地ごとに別様で整理すること。

※「植替促進費」の「チェーンソーによる伐採」の支払を受けない場合は、伐採作業写真、伐採後伐根写真の添付は不用。

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金（植替促進費）
に係る代理申請等の委任状

(森林所有者)

住所

氏名

(押印又は署名)

私は、下記の者を代理人として定め、令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金の交付申請書・実績報告書の提出、補助金の受領を委任します。

記

代理人

住所：

氏名：

電話番号：

(1) 事業の内容及び実績

対象森林の住所	林班・準林班・小班	金額	備考
			植替促進費
			ha×35万円
		円	ha×25万円

(2) 補助金の支払い方法

- ① 口座振込 金融機関名：
支店名：
口座種別：
口座番号：
口座名義：

- ② 現金支払い

※①、②どちらか○を振って下さい。

番 号
令和 年 月 日

(林業経営体等又は森林所有者)

住所

氏名又は名称 殿

(事業参加者)

名称及び代表者氏名

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金の交付決定及び
額の確定通知について

〇〇年〇月〇日付け令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付申請書・実績報告書で交付申請及び実績報告のあった令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金については、金〇〇〇円を次の条件を付けて交付決定し、この補助金の額を確定します。

補助の条件

ア 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付け法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付け政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号。以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号。以下「国実施要領」という。）、三重県花粉の少ない森林への転換促進事業実施及び補助金交付要領（令和8年4月7日付け農林水第30-7号。以下「県実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）並びに農林水産部関係補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に従わなければならない。

イ 間接補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間備えるとともに整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等、その他財産管理に必要な事

項を記載した台帳を備え、かつ、事業計画書、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書、額の確定通知書及び出来高設計書を整理保管しなければならない。

なお、これらの整理保管すべきものは、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

ウ 間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

エ 間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めないものとする。）においては、事業参加者の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により間接補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

また、この期間内に補助事業者の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を間接補助事業者に納付させることがある。

オ 間接補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を補助事業者に報告し、その指示を受けなければならない。

カ 間接補助事業者は、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、補助事業者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を県実施要領第7の規定に準じて提出するものとする。

キ 間接補助事業者は、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

ク 間接補助事業者は、暴力団排除要綱第8条1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

ケ 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

① 間接補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

② 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

③ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

コ 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金請求書

三重県知事
又は
事業参加者 殿

(事業参加者、林業経営体等又は森林所有者)
住所
氏名又は名称及び代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇で交付決定及び額の確定があった「令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金」について、下記のとおり補助金を請求します。

請求金額 _____ 円

※「請求金額」には、申請者が受領する金額を記載すること。

【補助金の振込先】

銀行等	金融機関の名称		本店・支店の名称		種別
	銀行 金庫 組合		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		口座名義	フリガナ)	

※フリガナは必ず記入してください。

郵便局	通帳記号						口座名義	フリガナ)	
	通帳番号 (右からつめて)								

※フリガナは必ず記入してください。

令和 年 月 日

(森林所有者)
住所
氏名 殿

(林業経営体等)
名称及び代表者氏名

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金
(植替促進費) 支払通知書

先に申請の委任があった令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金について、補助金額が決定され交付されました。

つきましては、下記のとおり支払うこととなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、ご了解ください。

もし、この条件に反すると補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

記

1 支払金額 ○〇〇〇円

2 支払方法 (いずれか該当する番号を○で囲む。)

(1) 口座振込 年 月 日 銀行 店
組合 所

貴方の口座に振り込みました。

(2) 現金支払 年 月 日に本状及び印鑑持参のうえ、○〇〇〇
までお越してください。

3 交付条件
別記の補助条件に従うこと。

(様式 16 の別記)

補助の条件

ア 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付け法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付け政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号。以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号。以下「国実施要領」という。）、三重県花粉の少ない森林への転換促進事業実施及び補助金交付要領（令和8年4月7日付け農林水第30-7号。以下「県実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）並びに農林水産部関係補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に従わなければならない。

イ 間接補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間備えるとともに整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、事業計画書、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書、額の確定通知書及び出来高設計書を整理保管しなければならない。

なお、これらの整理保管すべきものは、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

ウ 間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

エ 間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めないものとする。）においては、事業参加者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により間接補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗

じた金額を納付すること。

② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

また、この期間内に補助事業者の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を間接補助事業者に納付させることがある。

オ 間接補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を補助事業者に報告し、その指示を受けなければならない。

カ 間接補助事業者は、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、補助事業者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を県実施要領第7の規定に準じて提出するものとする。

キ 間接補助事業者は、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

ク 間接補助事業者は、暴力団排除要綱第8条1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

ケ 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

① 間接補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

② 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

③ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

コ 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金（植替促進費）
代理申請に係る交付完了報告書

事業参加者 殿

(林業経営体等)

名称及び代表者氏名

年 月 日に交付を受けた令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金（植替促進費）について、全額を森林所有者に対し、交付を完了したので報告します。

1. 添付書類

交付が完了したことが確認できる書類（通帳や振込み書類の写し等）

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付申請書・実績報告書
(花粉の少ない森林への転換活動に対する支援)

三重県知事 殿

(事業参加者)

住所

名称及び代表者氏名

この度、私は、令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業を実施したことから、三重県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて実績を報告し、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、金〇〇〇〇円の交付を申請します。

(1) 事業の内容及び実績

事業種目	事業内容	金額	備考
花粉の少ない森林への転換活動に対する支援	植替活動金の交付	〇〇円	植替活動金 〇〇円 〇ha×12万円
	植替促進費の交付		植替促進費 〇〇円 〇ha×35万円 〇ha×25万円

(2) 添付書類

①対象森林の概要 (様式5)

②植替活動金に係る資料

- ・森林経営計画書 (写し)
- ・森林経営計画認定請求書 (写し)
- ・森林経営計画認定書 (写し)
- ・委託契約書等 (写し) ※森林所有者が本事業に同意していることが分かる資料
- ・変更前の森林経営計画書 (写し) ※既存の森林経営計画を変更した場合のみ添付
- ・その他必要に応じて提出を求められる資料

③植替促進費に係る資料

- ・森林経営計画書 (写し) ※植替活動金と同時申請の場合は省略可

- ・ 森林経営計画認定書（写し） ※植替活動金と同時申請の場合は省略可
- ・ 森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書（写し） 等
- ・ 活動記録兼作業写真整理帳（様式12）
- ・ 対象森林の測量図面及び測量野帳
※交付対象は、花粉の少ない苗木の植栽面積ではなくスギの伐採面積となる。
- ・ 対象森林がスギとその他の樹種との混交林である場合は、周囲測量により算出した面積に森林簿の面積歩合等に乗じて算出したことが分かる資料
- ・ 国実施要領別表1の②（25万円/ha）の場合、伐採地、作業道及び集積地（土場）が掲載され、伐採地の中心から集積地までの距離（車両運搬であれば搬出路延長、架線集材であれば直線距離）が計測可能な図面
- ・ その他必要に応じて提出を求められる資料

④環境負荷低減のチェックシート（様式1）

⑤県実施要領別紙「三重県花粉の少ない森林への転換促進事業調査要領」に定める調査復命書（第2号様式）

⑥林業経営体等又は森林所有者への交付決定及び額の確定通知（様式14）

⑦代理申請がある場合は、代理申請等の委任状（様式13）

令和 年 月 日

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付申請書・実績報告書
(花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務)

三重県知事 殿

(事業参加者)

住所

名称及び代表者氏名

この度、事業参加者として、令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業の支援を実施したことから、三重県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて実績を報告し、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、金〇〇〇〇円の交付を申請します。

(1) 事業の内容及び実績

(2) 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

(3) 事業にかかった経費

区 分	見 積 額	精 算 額	備 考	
花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務	〇〇円	〇〇円	技術者給	〇〇円
			賃金	〇〇円
			謝金	〇〇円
			旅費	〇〇円
			需用費	〇〇円
			役務費	〇〇円
			使用料及び賃借料	〇〇円

【注意事項】

- ア. (1) には、事業の内容及び実績等を簡潔に記載すること。
- イ. (2) には、林業経営体等及び森林所有者に補助金の交付を完了した年月日を記載する。また、交付実績が分かる通帳や振込み書類の写しを添付すること。
- ウ. (3) の「見積額」には応募申請時に記載した「ア花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務」の「金額」を記載すること。「精算額」には当該事業の実施に伴い要した事務経費の額を記載すること。ただし、「精算額」は「見積額」を超えない

- 範囲で申請すること。また、備考欄には精算額を費目別に記載すること。
- エ. 費目の内容については、国実施要領「別表2」を参照すること。
 - オ. 人件費等の算定については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号）によるものとする。
 - カ. 代理申請がある場合は、交付完了報告書（様式17）を添付すること。

三重県指令 第 号

(事業参加者)

住所

名称

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で申請のあった令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金（以下「補助金」という）に対し、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）第4条の規定により、令和〇年度補助金として交付申請書・実績報告書の内容のとおり金〇〇〇円を次の条件を付けて交付決定し、この補助金の額を確定します。

年 月 日

三重県知事 〇〇〇〇

1 補助の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付け法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付け政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号。以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号。以下「国実施要領」という。）、三重県花粉の少ない森林への転換促進事業実施及び補助金交付要領（令和8年4月7日付け農林水第30-7号。以下「県実施要領」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）並びに農林水産部関係補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に従わなければならない。

- (2) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間備えるとともに整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の

取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、事業計画書、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書、額の確定通知書及び出来高設計書等を整理保管しなければならない。

なお、これらの整理保管すべきものは、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(3) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めないものとする。）においては、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。
ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

また、この期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがある。

(5) 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するとき、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 補助事業者は、実績報告（三重県補助金等交付規則第12条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減

額して報告しなければならない。

(7) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別紙1によりその金額（実績報告において(6)により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業者は、この補助金に係る適正化法、適正化法施行令、規則、要綱、国交付要綱、国実施要領、県実施要領、県規則及び県交付要綱に従わなければならない。

イ 間接補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間備えるとともに整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、事業計画書、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書、額の確定通知書及び出来高設計書を整理保管しなければならない。

なお、これらの整理保管すべきものは、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

ウ 間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産並びに補助事業により作設した施設等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

エ 間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めないものとする。）においては、事業参加者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により間接補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

また、この期間内に補助事業者の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を間接補助事業者へ納付させることがある。

オ 間接補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を補助事業者へ報告し、その指示を受けなければならない。

カ 間接補助事業者は、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、補助事業者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を県実施要領第7の規定に準じて提出するものとする。

キ 間接補助事業者は、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

ク 間接補助事業者は、暴力団排除要綱第8条1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

ケ 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

① 間接補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

② 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

③ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

コ 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(9) 補助事業者は、間接補助事業者が(8)に付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

(10) 補助事業者は、間接補助事業者に付した条件において補助事業者の承認を受けなければならないとされた事項について、間接補助事業者から承認申請があり、これを承認しようとする場合、補助事業者は必要な場合はあらかじめ知事の承認を得なければならない。また、協議し、その指示を受けなければならないとされた事項についても、あらかじめ知事に協議し、その指示を受けてから、間接補助事業者へ指示しなければならない。

(11) 補助事業者は、間接補助事業者から間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分並びに補助事業により作設した施設等の転用又は用途変更に伴い当該財産又は施設等に係る補助金相当額の全部又は一部について納付があった場合は、当該納付額の全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

- (12) 補助事業者は、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、三重県知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を県実施要領第 8 及び第 9 の規定に準じて提出するものとする。
- (13) 補助事業者は、暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (14) 補助事業者は、暴力団排除要綱第 8 条 1 項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (15) 知事は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。
- ア 補助事業者が、知事の付した条件に違反した場合
 - イ 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - エ 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - オ 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - カ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (16) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (17) 補助事業者は、(16)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙 2 による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (18) 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(様式20の別紙1)

番 号
年 月 日

三重県知事 殿

(事業参加者)
名称及び代表者氏名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け三重県指令第 号により交付決定及び額の確定がなされた花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金について、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 三重県補助金等交付規則第13条の補助金の確定額

金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

(注) 仕入に係る消費税等相当額集計表、その他参考となる資料を添付する。

(様式20の別紙2)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(事業参加者)

名称及び代表者氏名 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注)

- 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局を含む。

- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別紙

三重県花粉の少ない森林への転換促進事業調査要領

第1 目的

この要領は、県が補助金を交付する花粉の少ない森林への転換促進事業の適正な遂行を期すために
行う調査に関し、必要な事項を定める。

第2 事業参加者が行う調査

(1) 調査員

調査員は、事業参加者の職員とする。

(2) 調査の通知

調査を行うときは、原則としてその調査の日時、内容等をあらかじめ調査通知書（第1号様式）に
より交付申請者に通知する。

(3) 調査の立会

調査は原則として交付申請者の責任者の立会いのうえ行うものとする。

(4) 調査内容及び方法

調査は以下のとおり行う。

1 植替活動金

スギ人工林伐採重点区域のうち、森林経営計画において主伐が計画されていない森林について、
林業経営体等が森林所有者へ働きかけを行い、花粉の少ない苗木による伐採・植替えが新
たに作成又は変更により計画されたことについて、以下の項目を調査する。

- ①当該森林が、スギ人工林伐採重点区域内であること
- ②林業経営体等による森林所有者への働きかけ及び森林所有者の同意
 - ・森林所有者が同意していることが分かる書類（森林施業提案書、委託契約書等）に、
森林所有者の署名又は記名・押印があることを確認。
 - ・書類の日付が、事業参加者から林業経営体等への承認通知日以降であることを確認。
- ③森林経営計画の作成・変更
 - ・認定請求日が、森林所有者が同意した日以降であることを確認。
 - ・認定された森林経営計画において、働きかけを行った森林（交付申請書・実績報告書に記
載されている森林）に「主伐」及び「造林」の計画が立っていることを確認。また、「花
粉の少ない苗木等」を植栽することが記載されていることを確認。
 - ・森林経営計画を変更した場合は、変更前の計画において、働きかけを行った森林に「主
伐」及び「再造林」の計画が立っていないことを確認。
 - ・申請面積と森林経営計画の面積とが合致していることを確認。

2 植替促進費

植替活動金を用いて森林経営計画を作成又は変更した森林（事業地）において、国実施要領
別表1の条件どおりの伐採が行われたことについて、以下の項目を調査する。

- ①当該森林が、植替活動金を活用して森林経営計画を作成・変更した森林であること
 - ・植替活動金と同一年度の申請の場合は、同じ森林であることを確認。

- ・植替活動金と同一年度の申請でない場合は、植替活動金に係る交付申請書・実績報告書及び交付決定及び額の確定通知により同一森林であることを確認。

②伐採されたこと

- ・「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書」で確認。
- ・現地が実際に伐採されていることを確認。

③伐採面積

- ・測量図面及び測量野帳を確認。
- ・対象森林がスギとその他の樹種との混交林である場合は、周囲測量により算出した面積に森林簿の面積歩合等乗じて算出されていることを確認。
- ・既設の作業道等がある場合は、伐採面積から除外されていることを確認。
- ・コンパス測量による測量の場合は、1事業地につき1測線以上について、現地で方位角、高低角、距離を計測し、測量図面及び測量野帳と照合。許容される誤差は、方位角及び高低角各2度以内、距離100分の5以内とする。GNSS機器による測量の場合は、1事業地につき1箇所以上について現地で測点の座標を計測し、測量図面及び測量野帳と照合。許容される誤差は、3m以内とする。

④35万円/haの交付金額である場合、チェーンソーのみでの伐倒作業であること

- ・活動記録兼作業写真整理帳及び作業日報等で確認。
- ・現地の伐根が、チェーンソーによる伐採断面となっていることを確認。

⑤25万円/haの交付金額である場合、伐採地の中心から集積地までの距離

- ・車両搬出の場合、伐採地の中心から集積地（山土場）までの搬出路延長が、2,000m以上となっていることを図面で確認。
- ・架線集材の場合、伐採地の中心から集積地（山土場）までの直線距離が、2,000m以上となっていることを図面で確認。

⑥代理申請の場合、手続きが適正に行われていること

- ・代理申請の委任状（様式13）が添付されていることを確認。
- ・委任状と交付申請書の内容が合致していることを確認。

（5）調査後の措置

事業参加者は、調査を実施したときは、林業経営体等又は森林所有者からの交付申請書・実績報告書ごとに調査復命書（第2号様式）を作成し、県実施要領第8（1）に規定する交付申請書・実績報告書（様式18）に添付し、部長へ提出するものとする。

（6）調査の中止等

調査員は、調査の内容に改善の必要が認められる場合や、不当と認められる事項を発見したとき、又は調査の実施が困難と認める場合は、速やかに調査を中止し、直ちにその内容を県（部長）に報告して指示を受けなければならない。

第3 三重県が行う調査

（1）調査員

調査員は、県規則第21条第2項による「調査員証」を交付された職員のうち、森林・林業経営課長（以下「課長」という。）又は課長が命じた者が行うものとする。

（2）調査の通知

調査を行うときは、原則としてその調査の日時、内容等をあらかじめ調査通知書（第1号様式）に

より事業参加者に通知する。

(3) 調査の立会

調査は事業参加者の責任者の立会のうえ行うものとする。

(4) 調査内容及び方法

調査は以下のとおり行う。

1 花粉の少ない森林への転換活動に対する支援（植替活動金・植替促進費）

事業参加者、林業経営体等及び森林所有者が国実施要領および県実施要領に基づき適正に事業を行っていることを確認する。

- ・植替活動金、植替促進費の事業内容については、第2の(4)に準じて確認する。
- ・事業参加者が適正に調査を行ったことについて、調査復命書（第2号様式）により確認する。

2 花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務

事業参加者が国実施要領および県実施要領に基づき適正に林業経営体等の募集から補助金の交付までを行っていること、及び事務経費が適正に積算されていることを確認する。

- ・事業参加者のホームページ等で事業の募集が行われていること、事業参加者、林業経営体等及び森林所有者が発出または受領した各文書、日報等により適正に事務が行われていることを確認する。
- ・人件費等の算定については「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号）に基づき積算されていること及び日数、人数について日報との照合により確認を行う。
- ・人件費等以外の経費（旅費、使用料及び賃借料等）については、領収書等により実際に支払った金額を確認する。
- ・林業経営体等又は森林所有者への補助金の交付が完了した年月日については、通帳や振込み書類の写しで確認する。
- ・代理申請の場合は、様式17が添付され、森林所有者へ適切に補助金が交付されていることを確認する。

(5) 調査後の措置

調査員は調査を実施したときは、調査復命書（第2号様式）により速やかに課長に報告しなければならない。

(6) 調査の中止等

調査員は、調査の内容に改善の必要が認められる場合や、不当と認められる事項を発見したとき、又は、調査の実施が困難と認める場合は、速やかに調査を中止し、直ちにその内容を課長に報告して指示を受けなければならない。

第1号様式

調査通知書

番 号
年 月 日

(申請者)

氏名または名称及び代表者氏名 様

三重県農林水産部森林・林業経営課長

又は

事業参加者の名称及び代表者氏名

○年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る調査を下記のとおり実施しますので、立合いをお願いします。

記

事業種目	事業内容	補助金額	調査		備考
			年月日	職・氏名	
花粉の少ない森林への 転換活動に対する支援	植替活動金				
花粉の少ない森林への 転換促進の支援に係る 事務	植替促進費				

調 査 復 命 書

年 月 日

職
調査員 氏名

○年○月○日に実施した令和○年度花粉の少ない森林への転換促進事業の調査結果は、次のとおりでした。

事業種目	事業内容	補助金額	補助事業者	調査方法	摘要
花粉の少ない森林への転換活動に対する支援	植替活動金			書類	
花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務	植替促進費			現地及び書類	
調査結果	適 ・ 否		特記事項		

(注) 1 事業参加者が林業経営体等又は森林所有者の調査を行う際は第2-1号様式を添付すること。

2 三重県が事業参加者の調査を行う際は第2-2号様式を添付すること。

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業調査書
(事業参加者が行う調査)

調査員 職 氏名
立会者 職 氏名

1. 事務手続き

応募申請	年 月 日
応募の承認	年 月 日
変更等承認申請	年 月 日
変更等の承認	年 月 日
交付申請・実績報告	年 月 日
調査日	年 月 日

2. 植替活動金の内容

	確認	備考
スギ人工林伐採重点区域内である	適 ・ 不適	
森林所有者等への働きかけを行ったことが確認できる	適 ・ 不適	同意日 年 月 日
森林経営計画の(変更)認定請求日は適正である	適 ・ 不適	認定請求日 年 月 日
森林経営計画の(変更)認定日は適正である	適 ・ 不適	認定日 年 月 日
森林経営計画に記載されている森林の住所等および面積が森林所有者への働きかけを行った森林と一致している。	適 ・ 不適	
森林経営計画に記載されている内容(主伐・植栽計画等)の内容が事業目的と合致している。	適 ・ 不適	
既存の森林経営計画に「主伐」の計画が入っていない	適 ・ 不適	
働きかけから森林経営計画の作成(変更)	適 ・ 不適	

までの時系列は適切である		
対象森林の面積	ha	
箇所数	箇所	
補助金額	円	12万円× ha

3. 植替促進費

	確認	備考
森林所有者からの代理申請の場合、代理申請委任状（様式13）が添付されている	適 ・ 不適	
森林所有者からの直接申請の場合、交付申請書・実績報告書（様式11）の申請者名は森林所有者となっている	適 ・ 不適	
植替活動金により森林経営計画を作成（変更）した森林である	適 ・ 不適	
森林経営計画の（変更）認定日以降に伐採がされている	適 ・ 不適	認定日 年 月 日
伐採の着手日	年 月 日	
伐採の完了日	年 月 日	
スギ以外の樹種が含まれている場合、スギ伐採面積は樹種の比率按分等により適切に算出されている	適・不適・該当無し	
除地は無い、又は区域から適正に除外されている	適 ・ 不適	
現地確認を行った測点または測線の番号		
提出された測量野帳と現地確認の結果、方位角・高低角の誤差は各2度以内、距離の誤差は5/100以内、GNSS測量の場合は誤差3m以内である	適 ・ 不適	
35万円/haの単価の場合、写真、日報及び現地でチェーンソーのみを使用していることが確認できる	適・不適・該当無し	
25万円/haの単価の場合、集積地までの距離（車両集材の場合は搬出路延長、架線集材の場合は直線距離）が2,000m以上	適・不適・該当無し	距離 m
対象森林の面積	ha	

箇所数	箇所	
補助金額	円	35万円× ha 25万円× ha

4. その他

	確認	備考
環境負荷低減チェックシート（様式1）の内容は適正である	適 ・ 不適	

- （注） 1 調査状況写真等を添付すること。
2 必要により関係書類の写しを添付すること。

令和〇年度花粉の少ない森林への転換促進事業調査書
(県が行う調査)

調査員 職 氏名
立会者 職 氏名

1. 事務手続き

応募申請	年 月 日
応募の承認	年 月 日
変更等承認申請	年 月 日
変更等の承認	年 月 日
交付申請・実績報告	年 月 日
調査日	年 月 日

2. 花粉の少ない森林への転換活動に対する支援

	確認	備考
事業参加者は適正に事業の募集・承認を行っている	適 ・ 不適	
事業参加者は適正に遂行状況報告書を取りまとめ県に提出している	適 ・ 不適	
事業参加者は全ての交付申請書・実績報告書に対して適正に調査を行っている	適 ・ 不適	
事業参加者は調査を行った林業経営体等及び森林所有者に対し、速やかに交付決定及び額の確定通知を行っている	適 ・ 不適	
事業参加者が承認した応募申請全てについて交付決定及び額の確定まで行われている	適 ・ 不適	
事業参加者は林業経営体等及び森林所有者に対して適正に指導監督を行っている	適 ・ 不適	
全ての林業経営体等及び森林所有者において、事業が適切に執行されている	適 ・ 不適	
事業に係る書類等の不足・不備は無い	適 ・ 不適	

補助金額の算出は適正である	適 ・ 不適	
植替活動金 面積	h a	
植替活動金 補助金額	円	12万円 × ha
植替促進費 面積	h a	
植替促進費 補助金額	円	35万円 × ha 25万円 × ha

3. 事務経費

	確認	備考
技術者給	円	
賃金	円	
謝金	円	
旅費	円	
需用費 消耗品費	円	
印刷製本費	円	
資材購入費	円	
資料購入費	円	
光熱水費	円	
役務費 原稿料	円	
通信運搬費	円	
通訳翻訳料	円	
普及宣伝費	円	
会場設営・撤去費	円	
保険料	円	
その他雑役務費	円	
使用料及び賃借料	円	
事業参加者が額の確定を行った全 てについて支払いが行われている	適 ・ 不適	最終支払日 年 月 日

4. その他

	確認	備考
環境負荷低減チェックシート（様式1）の 内容は適正である	適 ・ 不適	

※必要により関係書類の写しを添付すること。